

千葉県 農村地域産業導入基本計画の 策定について

令和7年(2025年)4月 農林水産部 農地・農村振興課

農村産業法の目的



└正式名称:農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(平成29年7月法改正)

農村地域への産業導入を促し、農業従事者が導入される産業に就業するための 措置を講ずるとともに、農地の集団化な ど農業構造の改善を促進するための措置 を講ずることで、農業と導入産業の均衡 ある発展と雇用構造の高度化に資する。

法制定(改正)の経緯



1 農村地域工業等導入促進法(旧農工法)

農業と工業の均衡ある発展を図るとの要請から、 農村地域への<u>工業等5業種</u>の導入促進を目的に制定。

└工業、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業及び卸売業

(千葉県農村地域工業等導入基本計画 ※最終改正H9)

平成29年7月 法改正

2 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

(農村産業法)に改称

対象業種を工業等5業種に限定せず、サービス業等 にも拡大

農村産業法の概要(全般)



【対象地域】

農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村 (三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く。)

【手続き】

−主務大臣:農林水産大臣、経済産業大臣**、**

厚生労働大臣

主務大臣が基本方針を策定
(関係行政機関へ協議)

都道府県知事が基本計画を策定
(主務大臣に協議・同意)

市町村が実施計画を策定
(都道府県知事に協議・同意)

○参考:地域未来投資促進法

国の基本方針(第3条)



主務大臣による同意

都道府県・市町村の基本計画(第4条)



※重点促進区域の設定 **都道府県による同意**

市町村の土地利用調整計画(第11条)



都道府県による承認

事業者の地域経済牽引事業計画(第13条)

【支援措置(例)】

土地利用上の措置

- 農地法の農地転用の特例
- 農振法の農用地区域から の除外の特例

(第13条)

税制上の措置

個人が産業用地に供するものと して農用地等を譲渡した場合の 所得税の軽減

(800万円を上限とする特別控除)

(第7条)

金融上の措置

(株)日本政策金公 庫による融資

(第8条)

- 予算上の支援(農山漁村振興交付金)、税制上の支援(中小企業投資促進 税制等)の関連施策の活用を推進。
- > 支援措置の活用を推進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、 相談等を行う窓口を本省及び地方農政局に設置。

農村産業法の概要(対象地域)



農村地域工業等導入実施計画策定状況

29市町村 (うち、策定済11市町村)

※旧法に基づく実施計画

銚子市、館山市、茂原市、 東金市、<mark>旭市、勝浦市</mark>、鴨川市、 八街市、南房総市、<mark>匝瑳市、香取市、</mark> 山武市、いすみ市、神崎町、多古町、 東庄町、大網白里市、九十九里町、 東庄町、<mark>横芝光町</mark>、一宮町、<mark>睦沢町、</mark> 長生村、白子町、<mark>長柄町</mark>、長南町、 大多喜町、御宿町、鋸南町



県基本計画改定の目的



農村産業法に基づく県の基本計画については、これまで県内の市町村において同法のスキーム活用の意向がなかったことから策定してこなかったが、複数の市町村から活用意向が示されたため、旧法に基づく現基本計画を改定することとした。

※旧農工法に基づく基本計画の効果は存続

県基本計画の内容



県基本計画には、

- ①産業導入の目標
- ②導入産業への農業従事者の就業目標
- ③農業構造の改善目標
- 4産業用地と農用地等との利用方針などを記載することとしている。



主な改正内容(導入産業の業種選定の考え方)

┌工業、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業及び卸売業

旧農工法における工業等5業種限定を撤廃し、

導入業種は県が策定する基本計画に定められた業種の選定の考え方を踏まえ、

具体的には市町村の実施計画にて定める。

【選定の考え方】

- ・農業と導入産業の均衡ある発展
- ・地域社会との調和
- ・無公害・環境保全
- ・地域資源を活用した産業導入・農業と導入産業の相互補完
- ・導入産業に農業用施設で営む農業も含むこと

⇒地域の農業と導入産業は相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、 地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や、農村地域での立地ニーズのある産業 で、例えば、食料品製造業、農産物加工施設、農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、 ワイナリー等は望ましい。

※雇用創出効果に対し過大な用地を要する事業(例:データセンター、大規模商業施設等)は望ましくない。













[食品加工]

農産物直売所

農家レストラン

農泊

木質パイオマス発電

【参考】農村産業法活用事例



北海道上富良野町上富良野地区「上富良野団地」

- 〇 上富良野町の上富良野団地では、<u>地域の畜産物(豚)を原材料にした食品製造</u>が行われており、地域農業 の振興に寄与。
- 93名の雇用、全員が地元雇用と就業機会の確保に貢献。

北海道上富良野町	

業種名	立地面積 (ha)	操業 年度	従業員数 (人)	うち地元雇用者数 (人)
食料品製造業	4. 0	S49	85	85
窯業·土石製品製 造業	1. 6	H18	8	8



[かみふらのポーク]

富山県砺波市「若林工業等導入地区」

となみ

- 砺波市の「若林工業団地」では、立地する食料品製造企業において、地域の農産物(玉ねぎ、トマト)を使用 しており、地域農業の振興に寄与。
- また、地元から26名を雇用(全体53名)し、地元雇用に貢献。



業種名	立地面 積(ha)	操業 年度	従業員数 (人)	地元従業員数 (人)
輸送用機械器具製造業	1.8	R3	9	5
倉庫業	1.5	H4	10	6
食料品製造業	2.4	H5	51	26
鉄鋼業	1.7	Н8	67	- 11
石油製品製造業	0.1	Н8	3	0
金属製品製造業	0.1	H12	5	2





[地元の食材を使った製品]



主な改正内容(産業導入地区の設定等の考え方)

産業導入地区の区域は、市町村が実施計画において地番単位で定める。 なお、その際の留意事項は以下のとおり。

- ①千葉県農業振興地域整備基本方針に即すること └改正農振法に基づく確保すべき農用地の面積目標等との整合を図る
- ②各種の土地利用計画との整合性を図ること
- □

 □
 └地域未来投資促進法に基づく成田新産業特別促進区域基本計画
- ④過去に造成された工業団地等未活用の土地を優先して活用すること
- **⑤事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを確認すること**

⇒産業導入地区の区域の設定に当たっては、まず、市町村の関係部局間に おいて十分な調整を行った上で、県の関係部局と事前に調整を行い、その 結果を適切に実施計画に反映する。



主な改正内容(農用地との土地利用調整)

産業導入地区の区域にやむを得ず農用地を含める場合には、以下の要件により土地 利用調整を行う。

①農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの土地を優先的に産業導入地区の区域として設定する。

- **②周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること**
- 農用地において導入される産業の用に供する施設を整備することにより、土地の 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにする。
- ③面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域の面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供 するために必要最小限の面積にする。

- ④面的整備(区画整理、造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと 面的整備を実施した農用地を、当該整備の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めない。
- <u>⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないこと</u>

農地中間管理機構関連事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中等については、産業導入地区の区域に含めない。

主な改正内容(その他)



産業導入においては、事業者の急な撤退等の事態も想定されることから、以下の規定を措置する。

①実施計画のフォローアップ

市町村は、実施計画に基づき農地転用を行った後に事業者が立 地を取りやめるようなことがないよう、取組の進捗状況や目標達成状況 を毎年フォローアップする。

②企業の撤退時のルール

やむを得ず事業者が撤退することとなった場合に跡地の迅速な有効 活用が可能となるよう、市町村が撤退時のルールについて実施計画に盛 り込み、事業者に同意を求める。

今後のスケジュール



- ・改正案の県庁内・関係市町村への意見照会
- ・農政審議会への諮問
- ・パブリックコメント
- ・関係省庁との協議・同意
- ・基本計画の公表

〇令和7年度中の改定を目指して、作業を進める

配慮

【参考】地域未来投資促進法との比較①



比較項目	農村産業法 農村地域において、農業と産業のバランスを重視	地域未来法 地域全体の経済の成長と発展を促す		
目的	農村地域への産業の導入を促進することにより、農業従事者の就 業機会を増大し、農業と導入産業の均衡ある発展を図る	地域の特性を生かして付加価値を創出し、地域の事業者に対して経 済的効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進する		
対象事業	・農村地域における農業従事者の安定した <u>就業機会の確保</u> に資すること ・土地利用調整により、農村地域における農地の集積・集約化が図られること等、 <u>農業と導入産業との均衡ある発展</u> が図れること。	・地域の特性を生かすものであること ・ <u>高い付加価値</u> を創出するものであること ・地域の事業者への <u>経済的効果</u> を有すること		
土地利部の流れ	国基本方針 国の同意 県基本計画 県の同意 区域なし 市実施計画 産業導入地区 農振除外・農地転用	国基本方針 国の同意 県・市基本計画 県の同意 重点促進区域 市土地利用調整計画 県の同意 土地利用調整区域 事業者 地域経済牽引事業計画 農振除外・農地転用		
農地に	・農振法の農用地区域からの除外特例			
関する	(長用地区域からの除外可・緑的整備8年経過対象外)			
配慮				

(第1種農地等の農地転用可・4ha超農地の農林水産大臣協議不要)

14

【参考】地域未来投資促進法との比較②



比較項目	農村産業法	地域未来法
税制上	個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得 税の特別控除	・地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合の 法人税等の特別償却又は税額控除 ・地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等に対する固定資産 税、不動産取得税の課税免除又は不均一課税
金融上の措置	日本政策金融公庫による低利融資	・日本政策金融公庫による固定金利融資(事業の実施に必要な資金) ・日本政策金融公庫による海外展開支援(海外子会社への貸付け・信用状の発行) ・信用保証境界による債務保証 ・中小企業投資育成株式会社からの出資 ・食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん
規制上の措置	特になし	・工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和 ・市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮 ・地域団体商標の登録に関する特例措置 ・財産処分の制限解除手続きのワンストップ化 ・事業環境整備の提案 ・事業承継に関する特例措置
		各種予算事業(IT導入補助金やものづくり補助金等)における加点措置・優遇措置
	支援措置の活用を促進するため、地方公共団体、事業者等に 情報提供、相談等を行う窓口設置	各経済産業局、地方公共団体における相談対応